



## 食品ロス削減に向けた動き

近年、食べ残しや売れ残り、賞味期限が近いなどの理由で、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が問題となっている。農林水産省によると、2017年度に発生した食品廃棄物等の総重量2,550万トンのうち、612万トンが食品ロスに相当すると推計している。食品ロスを減らすためには、家庭でロスが出ないようにするだけでなく、食料品を取り扱う事業者もロス削減に取り組む必要がある。昨年10月には、国民運動として食品ロス削減に取り組む「食品ロス削減推進法」が施行された。本稿では、食品ロスの現状とその削減に向けた動きについて概説する。

### 1 食品ロスの現状

2017年2月、廃棄された大量の「恵方巻き」の写真がネット上で話題となり、行き過ぎた販売競争が大量の「食品ロス」を生み出しているとして、社会問題化した。食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを指す。スーパーやコンビニなどで、弁当や総菜などの消費期限切れ間近の商品が廃棄されることや、レストランや家庭から出る食べ残しなどがそれにあたる。

農林水産省の推計によると、2017年度にわが国で発生した食品廃棄物等の総重量2,550万トンのうち、612万トンが食品ロスに相当する(図表1)。食品ロス発生量の内訳をみると、食品関連事業で発生する規格外品、返品、売れ残り等が328万トン、一般家庭で発生する食べ残しや手つかず食品等が284万トンとなっており、食品ロスの約半分は家庭から発生している。国民1人当たりの換算では、年間約48キログラム、毎日茶碗1杯分のご飯(約132グラムの量に相当)を捨てていることになる。

世界の食品ロス発生状況は、国連食糧農業機関が発行した「世界の食品ロスと食料廃棄(2011年)」によると、1年間に世界全体で生産された食料

のおよそ3分の1にあたる約13億トンが廃棄され、これがもたらす経済的損失は年間7,500億ドル(約80兆円)に及ぶ。その一方で、世界には貧困や紛争など様々な理由で食料が十分に得られない人々が約8億人いると推計されている。こうした飢えに苦しむ人々に援助されている食料は約390万トン(国連世界食糧計画による2018年の食料援助量)であり、これを遥かに上回る食品ロスが発生している実態にある。

食品ロスは、食料生産のために費やされた膨大な量の資源が無駄になるだけでなく、生産過程や流通におけるエネルギーやコストも無駄となる。余剰となった食料を焼却処理することにより費用の発生や二酸化炭素の排出にもつながっており、その削減に向けた取組みは社会・経済・環境の側面で国際的な課題となっている。

図表1 食品廃棄物等および食品ロスの発生量(2017年度推計)  
(単位:万トン)

食品廃棄物等の分類	発生源	重量	うち食品ロス発生量
事業系	食品関連事業	1,767	328
	うち食品製造業	1,411	121
	うち食品卸売業	27	16
	うち食品小売業	123	64
	うち外食産業	206	127
家庭系	一般家庭	783	284
合計		2,550	612

資料:農林水産省の公表資料より当研究所作成

そうしたなか、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの一つに、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」と明記された。食品ロス削減に向けた取組みが国際的に促進されており、国内においても国や企業、消費者の間で食品ロス削減の動きが活発化している。

## 2 国による食品ロス削減に向けた取組み

### (1) 食品リサイクル法

国による食品ロス削減に向けた取組みは、2001年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」から本格化した。この法律は、政府に食品リサイクルの基本方針策定を義務付けるとともに、食品関連事業者に対して事業系食品廃棄物の再生利用や排出抑制に向けた努力を求め、リサイクル等実施率の目標値(※)も設けられた。

さらに2007年12月の同法改正では、年間100トン以上の食品廃棄物を排出している事業者は、食品廃棄物の発生量やリサイクル等実施率の報告が義務付けられ、再生利用・排出抑制への努力が不十分な場合は企業名の公表や罰金などの厳しい措置をとることが定められた。この結果、事業者による食品廃棄物の削減やリサイクルへの取組みは徐々に拡大してきた。

2019年7月に公表された「食品リサイクル法に関する基本方針」では、国連のSDGsを踏まえ、2030年度を目標年次として、事業系食品ロスの削減を2000年度(547万トン)比で半減する目標が設定されている。

(※) 食品リサイクル法施行当時の目標値は一律20%に設定されていたが、その後細分化され、2024年度までの目標値は食品製造業が95%、食品卸売業が75%、食品小売業が60%、外食産業が50%となっている。

### (2) 食品ロス削減推進法

食品ロス削減をさらに社会全体の取組みとするため、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が施行された。この法律は、①政府が食品ロスの削減推進に向けた基本方針を策定すること、②自治体は地域の特性に応じた推進計画を策定し、食品ロス削減に取り組む事業者やフードバンクへの支援など各種施策を講じること、③消費者自身も食品ロスについて理解と関心を深め、食品ロス削減に向けて自主的に取り組むこと、④毎年10月を食品ロス削減月間とすること、等が盛り込まれている(図表2)。

前述の「食品リサイクル法」は食品関連事業者のみを対象とし、食品廃棄物の発生抑制や飼料・肥料等の原材料として再利用することに重点が置かれていたが、「食品ロス削減推進法」ではまだ食べることができる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが法律により明記され、食品ロス削減への取組みが一層強化された。

図表2 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国および他の地方公共団体と連携し、その地域の特性に応じた施策を策定・実施
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の役割	食費ロス削減の重要性についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善すること等により食品ロス削減に自主的に取り組む
国および地方公共団体による基本的施策	・消費者、事業者に対する知識の普及・啓発等 ・食品関連事業者等の取組みに対する支援 ・食品ロスに関する調査研究 ・フードバンク活動への支援
食品ロス削減月間	毎年10月を食品ロス削減月間に指定

資料：消費者庁「食品ロスの削減の推進に関する法律の概要」より当研究所作成

また、食品ロスの削減目標については、2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロス削減目標（※）および「食品リサイクル法」における事業系食品ロス削減目標の達成となっている。これにより、食品関連事業者に比べて遅れていた家庭での食品ロス削減についても目標を設定し、総合的にロス削減に取り組むことになった。

（※）SDGsを踏まえ、家庭系食品ロス削減目標についても、2030年度を目標年次として、2000年度（433万トン）比で半減する目標が設定されている。

### 3 食品関連事業者による取組み

#### (1) 「3分の1ルール」の見直し

食品関連事業者による食品ロス削減に向けた代表的な取組みとして、食品小売業者の「3分の1ルール」と呼ばれる商習慣の見直しがある。

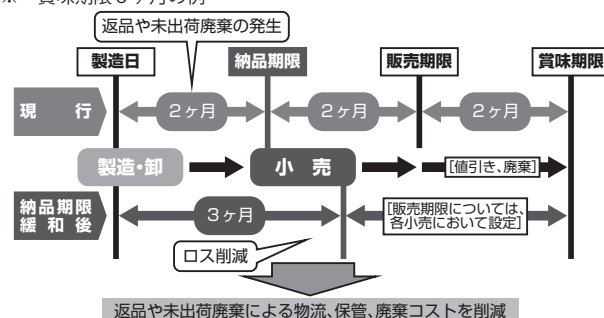
「3分の1ルール」とは、製造日から賞味期限までの最初の3分の1の期間を納品期限とするルールである（図表3）。この期限を過ぎると卸・小売業者からメーカーへ返品されるため、食品ロスにつながる可能性が高く、清涼飲料や菓子、カップ麺等の加工食品については、納品期限を「3分の1」から「2分の1」へ緩和するなどの見直しが進められている。

農林水産省が設置する「食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチーム」の調査（※）によると、納品期限の見直しに取り組む企業の年間売上業態別シェアは、総合スーパー11社で88%、コンビニエンスストア8社で93%、食品スーパー60社で25%となっている。現在、大手の総合スーパーやコンビニを中心に見直しが進んでいるが、地方の食品スーパーなどの取組み拡大が今後の課題となっている。

（※）2019年10月25日時点。2017年度決算状況等により算出。総合スーパー：主要16社のうちの食品売上高のシェアを算出。コンビニエンスストア：コンビニ全体のうちの8社の総販売額のシェアを算出。食品スーパー：食品スーパー・生協971社のうちの60社の食品売上高のシェアを算出。

図表3 3分の1ルールのイメージ

※ 賞味期限6ヶ月の例



資料：農林水産省「1/3ルール等商習慣の見直し（2018年10月）」より当研究所作成

#### (2) 賞味期限の延長と年月表示化

また、食品関連事業者では、賞味期限の延長と年月表示化にも取り組んでいる。賞味期限が3か月以上の加工食品については、表示の日付を省略することが法律で認められている。しかし、それらの中にも日付が入ったものがあり、食品ロス発生の一因となっている。例えば、食品小売業者では入荷商品の賞味期限が既に納品したものよりも1日でも古いものは入荷しないため、メーカーでは在庫を抱え廃棄になるケースがある。賞味期限表示を年月表示化することにより、在庫商品と入荷商品が同一賞味期限となり、食品ロスの発生を減らすことができる。

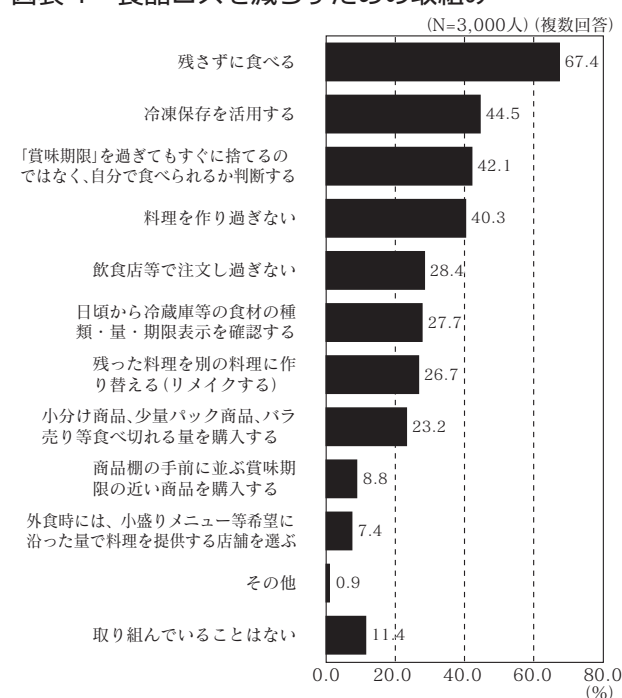
賞味期限表示を年月表示化することで、在庫管理や品出し業務等の効率化、トラック輸送への負担軽減や物流の効率化にもつながる一方、日付の切り捨てにより賞味期間が最大1か月短縮になることから、メーカーではこれを見直し、問題がない範囲で賞味期限を延長する動きもみられている。



#### 4 消費者による取組み

一方、消費者はどのような取組みを行っているのだろうか。消費者庁は今年1月、不特定多数の消費者3,000人を対象にした「食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査」を実施している。この調査結果によると、「食品ロス問題を知っていて、食品ロス削減に取り組んでいる」と回答した人の割合は76.5%となり、多くの消費者は食品ロスを「もったいない」と考え、食品ロス削減に取り組んでいる。食品ロスを減らすための具体的な取組みとしては、「残さずに食べる」(67.4%)が最も多い(図表4)。しかし、「賞味期限を過ぎててもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」や「料理を作り過ぎない」との回答は4割にとどまる。「商品棚の手前に並ぶ賞味期限の近い商品を購入する」との回答も1割未満にとどまっており、食品ロスの重要性は認識しているが、実践には至っていない面も窺える。

図表4 食品ロスを減らすための取組み



資料：消費者庁「食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査」(2020年4月)

また、同調査ではフードバンク活動の認知度について聞いている。「知っている」と回答した人の割合は44.7%となり、「知らない」と回答した人の割合が半数を超えた。フードバンク活動は、食品ロス削減に直結するほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組みであることから、広く国民に周知していく必要がある。

#### 5 フードバンク活動

##### (1) フードバンクとは

フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業から寄贈してもらい、必要としている施設や団体、生活困窮世帯に無償で提供する活動である。活動団体は、主にNPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体などである。フードバンクは1970年代にアメリカで設立されたのを契機に徐々に世界各国へ広まり、国内では2000年に認定NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン(東京)が取組みを始めた。その後フードバンク活動を行う団体数は年々増加しており、2020年3月末現在で120団体となっている。

フードバンク活動を行う団体が増えている背景には、これまで述べてきた食品ロスの問題だけでなく、ひとり親家庭の増加により生活困窮世帯が増えていることがある。日本の貧困問題は年々深刻化し、生活困窮世帯で暮らす17歳以下の子どもは全国で280万人余りに上り、子どもの7人に1人は貧しい暮らしをしている。フードバンク団体は、こうした生活困窮世帯への食料支援を通じて、貧困問題の解消にも貢献している。

## (2)「フードバンクあきた」の取組み

フードバンクの取組み状況を把握するため、秋田県内で活動する一般社団法人フードバンクあきた（秋田市）に、ヒアリング調査を行った。

フードバンクあきたの林代表は、次女の学校のPTA活動を手伝うなかで、家庭の事情から朝食をとらずに学校へ登校する子どもがいることを知り、自分でも何かできることはないだろうかと考え、2015年に任意団体でフードバンク活動を開始した。現在は社団法人化され、ボランティアを含めスタッフ6名で運営されている。

2019年度の食品寄贈量は13.3トン、支援量は10.2トンで、寄贈・支援量ともに増加傾向にある。食品の寄贈は、主に県内の企業・団体のほか、県内の社会福祉協議会などに設けられたフードドライブ（※）や個人などから提供されている。取扱食品は、賞味期限が1か月以上先の食品を受け入れており、米類、飲料、乾麺・パスタなどが多い。

集められた食品の支援先は、市町村、社会福祉協議会、就労・介護施設などである。支援は原則として協定書などを取り交わした団体を経由して生活困窮者へ提供されるが、緊急性を要する場合など、特別な理由がある場合には個人に対する直接支援を行うこともある。

また、フードバンクあきたでは、2016年度から3年間にわたり秋田市協働サポート交付金事業を活用し、「みんなdeごはん」と「制服リユース」を実施している。「みんなdeごはん」は、月に一度土曜日に秋田市の市民サービスセンターで開催され、大人や子どもたちが一緒に食事をする場を通して、それぞれが抱えている問題の早期発見や解消につなげていく取組みである。

「制服リユース」は、卒業して不要となった中

学・高校の制服を提供してもらい、必要としている方に協力金（クリーニング代）の負担のみで譲る取組みである。「みんなdeごはん」は現在行われていないが、「子ども食堂」を開催している団体等へ継続的に食料支援を実施している。

林代表は、「フードバンク活動は、食料支援を通じて最終的に生活困窮者が自立した生活を送れるようになることが大切である」と語る。

（※）フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

＜一般社団法人 フードバンクあきた＞  
 代表者：代表理事 林 多実  
 所在地：秋田市土崎港西2丁目3-24  
 事業内容：フードバンク事業、制服リユース他

## 6 まとめ

「飽食の時代」と言われ、これまでの大量生産・大量消費を是としてきた社会構造が転換を迫られている。政府や自治体、企業だけでなく、私たち消費者一人ひとりが食品ロスに対する意識を持ち、行動していく必要がある。「食品ロス削減推進法」に基づく基本方針には、消費者の行動例として、①買物の際には、事前に家にある食材をチェックし、使いきれ的分だけを購入する、②食品の保存の際は、食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行う、③調理の際は、食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べきれなかったものについてはリメイク等の工夫をする、④外食の際は、食べきれぬ量を注文し、料理が残ってしまった場合には、自己責任の範囲で持ち帰る、といったポイントが列挙されている。どれも基本的なことではあるが、「もったいない」を意識し、日々の行動を見直していきたい。（山崎 要）